

変更届提出書類一覧（介護予防支援）

（１）変更届の提出が必要な場合

介護予防支援事業所は、下記の事項に変更があった時は長岡市へ変更届の提出が必要になります。（介護保険法第115条の25）

（２）届出の時期

変更の届出は、変更があった日から10日以内に届け出てください。

（３）提出書類

提出書類の様式は変更の内容により異なります。よくある変更の提出書類は下記のとおりです。

変更内容	提出書類	備考
事業所の名称及び所在地	・変更届出書（第2号様式）	
申請者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	・変更届出書（第2号様式）	・登記事項証明書の変更も参照してください。
登記事項証明書（介護予防支援に関するものに限る）	・変更届出書（第2号様式） ・変更後の登記事項証明書	
事業所の平面図 （事務室、相談室の場所が変更になった場合）	・変更届出書（第2号様式） ・変更前、変更後の平面図	
管理者の変更	・変更届出書（第2号様式） ・指定にかかる記載事項（付表11） ・勤務体制一覧表（就任日から4週間） ・管理者経歴書（参考様式1） ・資格証（社会福祉士、看護職員又は介護支援専門員）の写し	・引越し等による住所変更や婚姻などによる氏名変更の場合など、管理者自身の変更が無い場合は変更届出書のみを提出してください。
運営規程の変更	・変更届出書（第2号様式） ・変更前、変更後の運営規程	・変更内容がわかるように記載してください。
介護支援専門員の変更	・変更届出書（第2号様式） ・介護支援専門員証の写し ・勤務体制一覧表（就任日から4週間）	

◎ この他の変更に伴う添付書類については、お問い合わせください。